

●香川県公安委員会告示第4号

平成16年香川県公安委員会告示第8号（道路交通法の規定による取消処分者講習を行わせる機関の指定）の一部を次のように改正する。

平成26年7月25日

香川県公安委員会委員長 横 井 久 子

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
名称及び住所並びに 代表者の氏名	事務所の名称 及び所在地	講習の種別	指定した 年月日	名称及び住所並びに 代表者の氏名	事務所の名称 及び所在地	講習の種別	指定した 年月日
株式会社寒川自動車学校 さぬき市寒川町石田西1905 番地6 古川清二	略			株式会社寒川自動車学校 さぬき市寒川町石田西1905 番地6 古川清二	略		
<u>株式会社琴平ドライビング スクール</u> <u>仲多度郡まんのう町羽間 1887番地</u> <u>橋本敏行</u>	<u>琴平ドライビ ングスクール</u> <u>仲多度郡ま んのう町羽間</u> <u>1887番地</u>	<u>取消処分者 講習</u>	<u>平成26年 7月23日</u>				